

令和 8 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和 8 年 3 月 1 9 日 提出

目 次

議会議案第 1 号	茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 -----	3
議会議案第 2 号	茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則 -----	6
議会議案第 3 号	茅ヶ崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 -----	11
議会議案第 4 号	茅ヶ崎市議会議員の請負の状況の公表に関する規程-----	17
議会議案第 5 号	茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示 ----	21

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 早川 仁美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

同 岡崎 進

同 菊池 雅介

同 花田 慎

同 藤本 恵祐

(提案理由)

職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しに鑑み、議員の費用弁償の額等を改めるため提案する。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅行した」を「旅行する」に、「内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員」を「市長等（茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第2号に規定する市長等をいう。）」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

本案は、職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しに鑑み、議員の費用弁償の額等を改めるため提案する。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 藤本 恵祐

同 花田 慎

同 藤村 優佳理

同 木山 耕治

同 新倉 真二

同 岡崎 進

同 水島 誠司

同 菊池 雅介

同 山崎 広子

(提案理由)

議会に係る手続きを電子化することにより、議会運営に係る業務の効率化を図るため提案する。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第170条）」を「（第170条～第172条）」に改める。

第170条を第172条とし、第9章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第170条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第23条、第69条第2項、第143条第1項及び第144条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）

による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第171条 この規則の規定(第31条(第77条第1項、第128条及び第135条において準用される場合を含む。)及び第36条(第77条第1項及び第128条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定

を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 藤本 恵祐

同 花田 慎

同 藤村 優佳理

同 木山 耕治

同 新倉 真二

同 岡崎 進

同 水島 誠司

同 菊池 雅介

同 山崎 広子

(提案理由)

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、議会において通知、作成、保存等を電子化する場合における必要な事項を定めるため提案する。

茅ヶ崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第170条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第170条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議規則第170条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第170条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第170条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第170条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第170条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第170条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第170条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第170条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第171条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第170条及び第171条の規定

の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第170条及び第171条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 早川 仁美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

同 岡崎 進

同 菊池 雅介

同 花田 慎

同 藤本 恵祐

(提案理由)

議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保するため提案する。

茅ヶ崎市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茅ヶ崎市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正しようとするときは、当該訂正の内容を議長に届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(報告等の保存)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正に係る書類は、議長において、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 早川 仁美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

同 岡崎 進

同 菊池 雅介

同 花田 慎

同 藤本 恵祐

(提案理由)

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、
規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年茅ヶ崎市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

本則中「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（）」に改め、「第3条から第6条まで」を削り、「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。